

庄原市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、庄原市の産業の高度化と適正配置を促進するため、市内に工場等を新設又は増設する者に、助成金の交付及び便宜の供与を行うことにより、均衡ある産業の発展と雇用機会の拡大を図り、もって、庄原市経済の活性化と市民生活の安定に資することを目的とする。

(助成金の交付及び指定基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(1) 次に掲げるいずれの要件も備える工場であって市長が指定するもの（以下「指定工場」という。）を新設又は増設する事業者

ア 工場の新設又は増設が次のいずれかに該当する地域内で行われること。

(ア) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載された工場適地

(イ) 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第2項の規定により定められた工業導入地区

(ウ) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内であって、工業導入が適当であると市長が認める地区

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、工業導入が適当であると市長が認める地区

イ 新設又は増設される工場の建築面積が500平方メートル以上であること。

ウ 新設又は増設に伴う新規雇用常用労働者が5人以上のものであり、かつ、市内に居住する者が、新規雇用常用労働者の半数以上を占めるものであること。

エ 新設又は増設に伴う操業が、指定後3年以内に開始されるものであること。

(2) 次に掲げるいずれの要件も備える分譲用地であって市長が指定するもの（以下「指定分譲用地」という。）を取得する事業者

ア 取得する分譲用地が、公的機関によって造成された工業団地内の土地であること。

イ 工場等の新設又は増設に伴う操業が、分譲用地の引渡しを受けた日から起

算して3年を経過した日までに開始されるものであること。

(指定の申請)

第3条 前条に定める指定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより指定の申請をしなければならない。

(指定書の交付)

第4条 市長は第2条に定める指定をするときは、市長が別に定める奨励指定書を交付するものとする。

(助成金の額)

第5条 第2条に定める助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第2条第1号に該当する者に係る助成金の額は、次に定める方法により算出して得た額の合計額以内の額とし、1指定工場について5,000万円を限度とする。ただし、同号アの(エ)に該当し、指定を受けた場合は、次に定める方法により算出して得た額のそれぞれ2分の1以内とし、2,500万円を限度とする。

ア 指定工場の新設又は増設のための投下固定資産の額(指定分譲用地を取得した事業者については、土地に係る投下固定資産の額は含めないものとする。)に100分の10を乗じて得た額とする。

イ 新設又は増設された指定工場の操業開始に伴う新規雇用常用労働者が30人以下の場合は、新規雇用常用労働者1人につき15万円を乗じて得た額とし、30人を超える場合は、その超える新規雇用常用労働者1人につき10万円を加算して得た額とする。

(2) 第2条第2号に該当する者に係る助成金の額は、指定分譲用地の土地売買契約金額に100分の25を乗じて得た額以内の額とし1億円を限度とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、第2条第2号に該当する者で庄原市内の農林水産資源、鉱物資源等(以下「地域資源」という。)の原材料を活用する事業で、市長が認める事業者の助成金の額は、指定分譲用地の土地売買契約金額に3分の1を乗じて得た額以内とし1億円を限度とする。

2 前項各号により算出した額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 第2条に定める助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定めると

ころにより、交付の申請をしなければならない。

(助成金の交付決定通知)

第7条 市長は、助成金の交付を決定したときは、速かにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を申請者に通知するものとする。

(便宜の供与)

第8条 市長は、第2条各号に該当する者（以下「奨励指定者」という。）に、次の各号に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 用地の斡旋及び地域住民の受入・協力体制の確立
- (2) 労働者確保の協力
- (3) 交通関連施設整備の協力
- (4) 工業用水確保の協力
- (5) 地域資源の活用に係る協力
- (6) その他企業立地に関し、市長が必要と認める事項

(変更の届出)

第9条 第2条及び第8条の規定による措置を行うべき期間中に、第3条の規定に基づく指定の申請の内容に変更を生じた場合は、奨励指定者は市長が別に定めるところにより遅滞なく変更届を提出しなければならない。

(措置の承継)

第10条 第2条及び第8条の規定による措置を行うべき期間中に、合併、譲渡、相続、その他の事由により奨励指定者に変更を生じた場合、その事業を承継する者に対し、当該措置を行うものとする。

2 前項の承継者は、市長が別に定めるところにより、承継届を提出しなければならない。

(指示事項の遵守)

第11条 奨励指定者は、市長が事業報告を求めるなどの必要な指示をしたときには、これに従わなければならない。

(指定等の取消)

第12条 市長は、奨励指定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条に定める指定若しくは助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由によることなく、操業開始後8年以内に事業を休止したとき。

- (2) 正当な理由によることなく、第2条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により第2条に定める指定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。
- (4) 正当な理由によることなく、第5条第3号に定める要件を欠くに至ったとき。
- (5) その他、市長が指定を取消す必要があると認めたとき。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、前条の規定により措置の取消しを受けた者に、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(加算金、延滞金)

第14条 市長は、第13条の規定により助成金の返還等を命じられた者に、市長が別に定めるところにより、延滞金及び加算金の納付を命じることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の庄原市企業立地促進条例（昭和58年庄原市条例第15号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付決定を行った助成金については、なお合併前の条例の例による。

庄原市企業立地促進条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、庄原市企業立地促進条例（平成17年庄原市条例第158号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(新規雇用常用労働者)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号ウに規定する新設又は増設に伴う新規雇用常用労働者とは、指定工場の操業開始に伴い、新たに採用され、継続して常時雇用される労働者で操業開始の日から 1 年間の各月の初日に健康保険法（大正11年法律第70号）第13条に規定する健康保険の被保険者となっている者をいう。

(指定申請)

第 3 条 条例第 3 条に規定する指定の申請は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第 2 条第 1 号に該当する者は、奨励指定申請書（様式第 1 号）に市長が指示する書類を添えて、新設又は増設しようとする工場に係る工事に着手する日の 1 か月前までに市長に提出しなければならない。

(2) 条例第 2 条第 2 号に該当する者は、奨励指定申請書（様式第 1 号の 2）に市長が指示する書類を添えて、分譲用地の取得日（土地売買契約締結日）までに市長に提出しなければならない。

(指定書の交付等)

第 4 条 条例第 4 条に規定する奨励指定書の交付は、奨励指定書（様式第 2 号又は様式第 2 号の 2）をもって行い、指定をしない旨を決定したときは、その旨を文書により申請者に通知する。

(投下固定資産の額)

第 5 条 条例第 5 条第 1 号アに規定する投下固定資産の額とは、指定工場の新設又は増設の完了をした日における地方税法（昭和25年法律第226号）第349条及び第349条の 2 の規定に基づく庄原市固定資産課税台帳に登録された課税標準額の合計額とする。ただし、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該指定工場の建設の着手があった場合における当該土地に限り、投下固定資産の額に含めるものとする。

(助成金の算出に用いる新規雇用常用労働者数)

第 6 条 条例第 5 条第 1 号イに規定する助成金の額の算出に当っては、第 2 条でい

う操業開始の日から1年間の各月の初日の健康保険被保険者数の平均値から小数点以下を切り捨てたものを新規雇用常用労働者数として用いる。

(助成金の交付申請)

第7条 条例第6条に規定する助成金の交付の申請は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第2条第1号の指定を受けた者は、助成金交付申請書(様式第3号)に市長が指示する書類を添えて、指定工場の操業開始の日から1年1か月以内に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(2) 条例第2条第2号の指定を受けた者は、助成金交付申請書(様式第3号の2又は様式第3号の3)に市長が指示する書類を添えて、指定分譲用地に係る工場の操業開始の日から1年1か月以内に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(助成金の交付決定通知)

第8条 条例第7条に規定する助成金の交付決定通知は助成金交付決定通知書(様式第4号又は様式第4号の2)をもって行う。

(助成金の交付時期等)

第9条 条例第2条に規定する助成金の交付の時期等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第2条第1号の指定を受けた者に対する助成金の交付の時期は、新設又は増設された指定工場が操業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課される年度以降に交付するものとする。

(2) 条例第2条第2号の指定を受けた者に対する助成金の交付については、助成金の交付決定を行った日の属する年度から4年間助成金交付決定額に各年度100分の25又は3分の1を乗じて得た額を交付するものとする。

(変更届の提出)

第10条 条例第9条に規定する変更届は、奨励指定申請変更届書(様式第5号又は様式第5号の2)に市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(承継届の提出)

第11条 条例第10条第2項に規定する承継届は、承継者が指定承継届書（様式第6号又は様式第6号の2）に、承継を証する書類を添えて、承継した日から1か月以内に市長に提出しなければならない。

（交付決定額の変更等）

第12条 条例第12条第4号に該当し、助成金の交付の決定を取消した者で継続し条例第2条第2号に定める要件を満たしている者は、条例第5条第2号に規定する額で交付決定したものとみなし、交付決定額を変更することができる。

2 市長は、前項による交付決定額の変更に伴い、既に全額助成金を交付している場合は、交付した額（以下「交付済額」という。）から変更後の交付決定額（以下「変更交付決定額」という。）を減じた額の返還を命じるものとし、全額助成金を交付していない場合で変更交付決定額が交付済額を上回る場合は、変更決定額から交付済額を減じた額を交付するものとする。

（加算金及び延滞金）

第13条 奨励指定者は、条例第12条の規定に基づく指定の取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる助成金の受領の日から納付期日（納付期日以前に納付する場合は、当該納付の日）までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 奨励指定者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（地域資源の活用状況報告）

第14条 条例第5条第3号の交付決定を受けたものは、条例第12条第4号に規定する事項を確認するための地域資源の活用状況について、市長に報告しなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。